

3 環境教育・学習における各主体に求められる役割及び現状と課題

持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、行動する人を育むために、各主が協働して、それぞれの役割を果たし、取組を実施していくことが求められています。

そのためには、まず各主体が環境に関心を持ち、自らの役割や現状及び課題についての理解を深め、自主的に行動に移すとともに、他の主体と協働しながら取組を進めていくことが必要です。

ここでは、各主体の役割、現状、課題について整理します。

(1) 家庭・地域

① 役割

家庭は、社会の最小構成単位で、子どものしつけや教育の場であり、一番身近な生活実践の場でもあるため、ライフスタイルや生活様式を学び、伝える場であり、環境教育において非常に重要な役割を担っています。

家庭で得た知恵や家庭での取組を地域や職場、学校園、保育所・園等で生かすことができ、逆に、地域や職場、学校園、保育所・園等で学んだ知識・取組を家庭での暮らしに反映することもできます。

地域には、自治会、子ども会、老人会などの様々な組織があります。構成員が同じ環境を共有し、共通の目標を持ち、それぞれの活動を行っています。地域での活動を通して、学校園、保育所・園、市民活動団体、事業者、行政などとの連携を図りながら自らの地域の環境をよりよくしていくことが求められています。

② 現状

家庭では、少子高齢化が進み、核家族化や単身世帯が増加し、世代間の交流がなくなってきており、暮らしの知恵や取組の伝達等が進みにくく状況となっています。また、学校園、保育所・園等で学んだ知識・取組を家庭での暮らしに生かせていない傾向にあるようです。

地域では、都市部を中心として、日常生活において地域環境とのつながりを実感する機会があまりないことに加えて、地域コミュニティ機能の低下がみられ、その役割が十分に果たせていない状況です。

市民（茨木市環境教育ボランティア登録者（※9）に対する意識アンケートによると、関心が高い分野は、「ごみ・リサイクル」「水」「地球温暖化」といった生活環境面での取組を約半数の方が挙げています。

市民講座等への参加者（市民等）は年々増えている傾向にあります。中でも、「ごみ、リサイクル」などの身近な環境問題や地球規模の「地球温暖化問題」などに関心が持たれています。

平成16年度から、市民活動団体と市の協働により、「いばらき環境家計簿」（注）を使用したエコライフ促進の取組を行っており、多くの家庭で取り組まれています。

環境教育・学習は、学習したことを具体的な行動に結びつけることが大切であり、そのためには単なる知識の習得だけでなく、体験・実地等を伴った学習など効果的な手法を今後検討するとともに、環境教育・学習を実践していく場や主体の連携等を図っていくことが重要です。

※9 茨木市環境教育ボランティア

茨木市が平成13年度に創設した登録制度です。市域における環境保全活動を推進し、市民が求める環境問題に関する学習会・研修会・観察会等に対し、技術的支援その他の支援を行うことを目的にその役割を担う方を募集し、登録した制度です。

③ 課題

- ・地域の身近な環境に接する機会や場を増やすこと
- ・家庭や地域での環境教育機能の回復・強化
- ・地域コミュニティ機能の活性化
- ・環境教育を含めた環境保全活動に参加できる機会・場の提供
- ・環境に関する情報の的確な提供
- ・実践する場、環境教育拠点の整備・充実
- ・人材育成

以上の点が挙げられます。

(2) 学校園、保育所・園等

① 役割

学校園、保育所・園は、基礎的な内容の習得から問題解決のための能力の育成まで、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた環境教育を進めいく上で、非常に重要な役割を担っています。

保育所・園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携や地域との連携に配慮しながら進めることができます。

幼児・児童・生徒が発達段階に応じて、環境問題についての理解を深め、自ら考えて行動できるようにすることが重要です。そのためにも指導者である教職員の資質の向上が必要であり、地域の施設やフィールドの活用、地域で活躍している人材・団体等の協力を得るなど、教育の充実を図っていくことが大切です。

さらに、地域、市民活動団体、事業者、行政と連携して取組を進めて行くことが求められています。

また、大学等では、他の各主体との協働による研究的・実践的な環境保全活動や、ボランティア活動などを積極的に進めていくことが求められています。

② 現状

学校園、保育所・園は、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた環境教育

- ・学習が行われています。全体的には、平成18年12月実施の「環境教育の取組状況と課題等に関するアンケート」から約70パーセントが環境教育
- ・学習を実施しているという結果がでています。

保育所・園、幼稚園においては、乳幼児期における自然とのふれあいが、豊かな感性を育む基礎となり、その後の環境への関心を高める学びであると考えられます。実際に上記のアンケート結果からも、「自然とのふれあい」が園児、児童に伝えたい一番の話題に挙げられます。

小・中学校においては、社会科や理科、国語科、技術・家庭科等の各教科の中でそれぞれの教科に即した環境の内容が取り扱われています。また、教科以外では特別な活動の時間、総合的な学習の時間などを利用し、身近な教材をもとに環境学習に取り組んでいる学校が小学校では32校全校で、中学校では、7校ありました。

高等学校では、環境教育を実施していると回答した5校中3校で、総合的な学習以外に独自にクラブ等を設置して、生徒が主体的に学べる機会づくりを進めています。

大学・教育研究機関では、「環境教育」として実施されるようになったのは、平成12年以降が多く、一般教養では「環境と生活」などがあり、専門学科としては、「地球環境論」、「環境倫理」(注)、「環境経済学」などがあります。

③ 課題

学校園、保育所・園で環境教育を実施されていない場合の理由として、環境教育・学習を推進していくうえで、「環境教育にあてる時間がない」、「教える側に余裕がない」、「教材・プログラム等の準備ができない」などが課題に挙がっています。本市では、小学校4・5年生に対する環境副読本の配布を実施していますが、上記のアンケート結果からは、「総合的、体系的な環境教育・学習カリキュラムの開発」、「教材の整備や学習プログラムの開発」が求められます。また、教材などを活用する時間的不足を補うために、学校園と地域社会など様々な主体との連携による効果的な環境教育の展開が求められます。

環境教育・学習という分野は、新しい領域であるため、教職員等への環境教育に関する研修を行うことの重要性が指摘されており、教職員等に対する研修機会の充実とともに地域人材などによる学校現場への活用が求められます。

- ・環境教育を実施するための人材の確保
(教職員の資質向上、他の各主体との連携)
- ・環境教育の指導用教材・プログラムの整備
- ・地域の施設やフィールドの活用、整備
- ・発達段階に応じた総合的・計画的な環境教育・学習内容の設定